

居住制限区域（富岡町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年4月から同年5月までは糖尿病、高血圧症、多形慢性痒症、神経症性不眠症等の持病を抱えていたことを考慮して月額3万円が、同年6月から平成25年8月までは前記持病に加え避難の過程で妻子別離を余儀なくされたことを考慮して月額4万円が、同年9月から平成30年3月までは前記持病及び別離に加え右上下肢機能の著しい障害により身体障害者等級2級の認定を受けたことを考慮して月額6万円が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

精神的損害（日常生活阻害慰謝料の増額）

【期間】自 平成23年4月9日 至 平成30年3月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金444万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センタ

一に交付する。

令和5年2月14日

(仲介委員 嘉本益巳)